

## 2. 調査研究の内容・方法

### (1) RIA の質の確保に関する機能の概念整理

本調査研究においては、諸外国で行われている RIA の質の確保のために設けられている機能について、「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究・報告書」（規制に関する政策評価の手法に関する研究会・2004）における以下の整理を参考に、以下の図表の②～④に該当する、RIA の「事前審査」、RIA の「メタ評価」、規制政策の「モニタリング・事後評価」について、それぞれの仕組みを把握した。

図表 RIA の質の確保に関する機能の定義

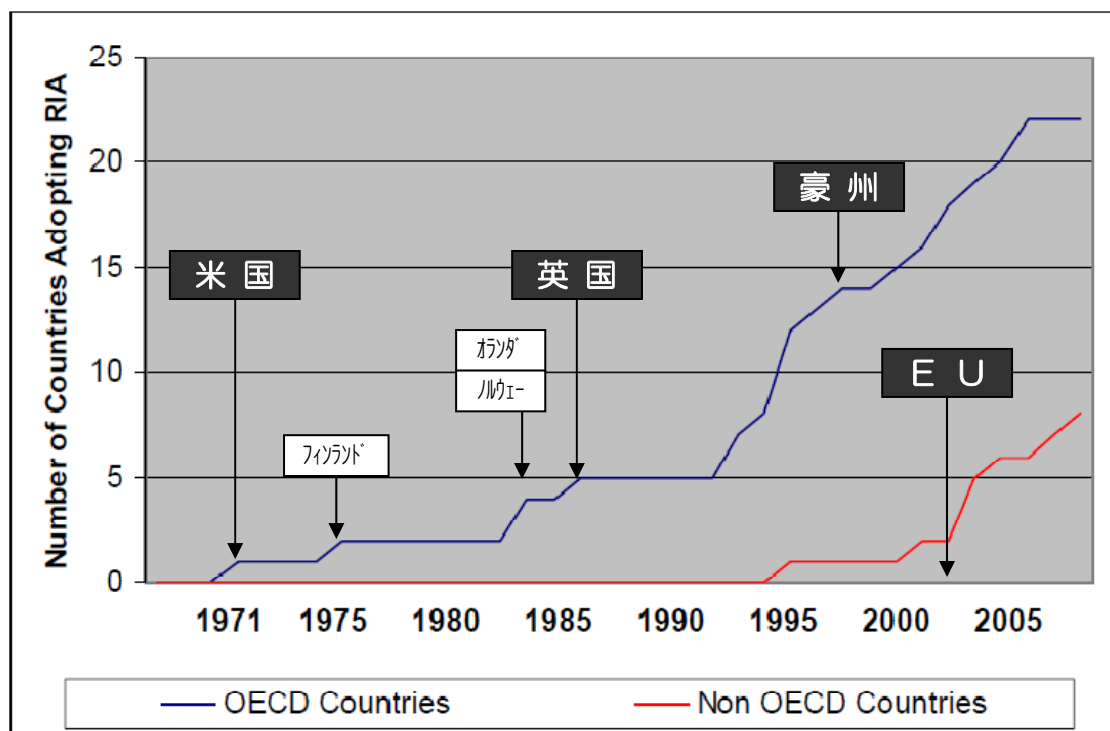
	機能・時期・概要	実施主体	評価の視点
事前段階 (規制策定過程内)	①規制影響分析 (RIA) 規制の導入・改廃等の際、規制によって生じる費用と便益を可能な限り定量的に分析するもの。利害関係者との合意形成を図る。	規制所管省庁	必要性・有効性・効率性等
	②規制影響分析の「事前審査」 規制所管省庁が実施した RIA を、規制策定過程内で審査するもの。規制所管省庁と評価制度所管省庁等第三者的立場にある機関との意見交換等を通じて、RIA の質・内容が改善される。	第三者的機関	必要性・有効性・効率性・手続の適切性等
事後段階 (規制策定後)	③規制影響分析の「メタ評価」 規制所管省庁が実施した RIA を、規制策定後に審査するもの。個別の審査結果を基に横断的な分析を行い、共通的な課題を導き出すことにより、RIA の全体的な質の向上を図る。	第三者的機関	
	④規制政策の「モニタリング・事後評価」 規制が導入されてから一定期間経過後、規制の遵守状況や有効性（想定した成果を実現したか）等を評価するもの。当該規制の運用の改善を図り、その在り方を分析する。	規制所管省庁 & 第三者的機関	(個別の評価で異なるが) 規制の遵守状況、有効性・経済性等

資料) 規制に関する政策評価の手法に関する研究会 (2004) 「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究・報告書」を一部修正。

## (2) 調査対象国・機関の選定

調査対象国・機関については、RIA への取り組み着手から一定の期間を有しており、またその事前審査、事後評価等についての複数年にわたる経験・実績を有する国として「米国」「英国」「豪州」を、及び近年になって本格的に RIA への取り組みが行われるようになった「EU」を、それぞれ調査対象国・機関とした。

図表 RIA を導入している国数及び調査対象国・機関における RIA の取組開始年



(資料) Jacob & Associates (2006) に加筆。

(2) において選定した調査対象国・機関においては、主に規制改革等規制に係る政府横断的な政策を所管する機関が、各省庁が実施した RIA の審査を行っている。これら審査機関及び役割については、以下のとおりである。各国等の具体的な仕組みについては、第 3 章で整理を行っている。

(3) 調査対象国・機関における RIA の審査機能等の整理

図表 調査対象国・機関における取り組み比較

	米 国	英 国	EU	豪 州
規制所管省庁 による RIA	Economic Analysis	(Regulatory) Impact Assessment	Impact Assessment	Regulatory Impact Analysis
年間実施 件数	約 70~100 件 (本報告書 14 頁参照)	約 150~200 件 (本報告書 32 頁参照)	122 件 (本報告書 56 頁参照) (2007 年実績)	約 100~200 件 (本報告書 74 頁参照)
事前審査	Office of Information and Regulatory Affairs <OIRA>	Better Regulation Executive <BRE>	Impact Assessment Board <IAB>	Office of Best Practice Regulation <OBPR>
審査結果の 取り扱い	差戻権限がある。 非公式折衝プロセス（各省庁との直接対話）で改善されない場合に差戻権限を発動。	差戻権限はない。 むしろ非公式折衝プロセス（各省庁との直接対話）で内容改善を示唆することに主眼。	差戻権限はない。 RIA 上の問題点は意見書として取りまとめ、各総局宛に発出（拘束力はない）。	差戻権限はない。 RIA 上の問題点を各省庁と内閣官房とに通知、内閣官房においてその後の取扱いを判断。
メタ評価	OIRA	①BRE ②National Audit Office<NAO>	(IAB)	OBPR
内 容	毎年 12~1 月に議会報告として作成し公表。連邦政府規制がもたらす総費用・総便益を試算。	①年 2 回、RIA ガイドラインの遵守状況を公表。 ②毎年、VFM 監査報告として作成し公表。複数の RIA 事例の良し悪しをケーススタディ。	(RIA 制度全体に関する評価レポートを作成し公表。) (本報告書 70 頁参照)	毎年年次報告の形で作成し公表。RIA ガイドラインの遵守状況を分析
モニタリング・評価	—	○	—	○
内 容	—	規制導入後 3 年経過時点を目安として「導入後の見直し」を行うことを要請。	—	少なくとも規制導入後 5 年置きに全ての規制を見直しの対象とする。

(4) 審査機関が行った指摘内容の整理

各国等の審査機関が、各省庁が実施した RIA について、どのような観点からどのような指摘を行ったか、について把握するため、審査機関が各省庁に通知した指摘内容と指摘が行われた RIA を個別に突合し、事例調査を実施した。

事例調査にあたっては、審査機関による指摘事項及び指摘の対象となった RIA の公表状況を踏まえ、米国及び EU は事前審査について、英国はメタ評価について、それぞれ把握の対象とした。豪州については、審査機関による個別の RIA に対する指摘事項の公表は行われていないため、事例調査は行っていない。

事例の選定方法及び選定事例は、以下のとおりである。

<米 国>

- 連邦政府機関が作成した RIA 案の事前審査を行う OMB/OIRA が、(A) 審査の過程で差し戻しを行った事案、もしくは、(B) RIA 最終案として提出するまでにより詳細な分析を行うことの検討を連邦政府各機関に促した事案から、その指摘内容を勘案して 7 事例を選定した。

省庁	事 例 名	規制概要
運輸省	タイヤ空気圧モニタリングシステムの導入 Tire Pressure monitoring System FMVSS No. 138	全ての乗用車及び 1 万ポンド以下のトラック、バスに、タイヤ空気圧モニタリングシステムを搭載する新たな車両基準を設けるもの。
環境保護庁	連邦水質基準のインディアン居住区への適用 Federal Water Quality Standards for Indian Country and Other Provisions Regarding Federal Water Quality Standards	EPA から独自の水質基準を策定することを認められたインディアン部族以外で、独自基準を策定していない部族に対して共通のフレームワークに基づいて策定した水質基準の適用を図るもの。
運輸省	スポーツ用軽量飛行機操縦に係る機体及び操縦士免許の認証制度の導入 Certification of Pilots, Aircraft, and Repairman, for the Operation of Light Sport Aircraft	スポーツ用軽量飛行機について、パイロット、飛行機、修理業者に関する新たな認証制度を創設するとともに、耐空性基準に合致する新たな認証基準を策定するもの。
運輸省	カーゴタンク自動車の外部パイプによる危険物質の輸送禁止 Hazardous Materials: Safety Requirements for External Product Piping on Cargo Tanks Transporting Flammable Liquid	DOT が指定したカーゴタンク自動車における外部パイプを用いて引火性の高い液体を輸送することを禁じる危険物質規制を改定するもの。
運輸省	飛行ツアー国家安全基準の導入 National Air Tour Safety Standards	商業飛行ツアー（小規模飛行機・ヘリ）に、特定備品の装備、運行・維持管理・研修マニュアルの整備の他、最低航空高度、スタンドオフ距離、視界等の規制等についての全米統一の規制を課すもの。
農務省	魚介類の原産地表示義務の導入 Country of Origin Labeling (COOL)	2002 年農業法に基づき、最終消費者が商品を購入する場（小売店等）において商品の産地及び天然・養殖の区別を表示することを義務づけるもの。
環境保護庁	道路外大型エンジン及びレクリエーション・エンジン（海洋・陸上）の排出規制	道路を走行しない乗り物用の大型のエンジン（レジャーボート、スノーモービル、オフロードバイク等）の

省庁	事例名	規制概要
	の導入 Control of Emissions from Nonroad Large Spark-Ignition Engines and Recreational Engines (Marine and Land-Based)	排気ガス基準を設けるもの。

### <英国>

- 政府機関が作成した RIA のメタ評価を実施している会計検査院 (NAO) が、2006 年 6 月に公表した報告書において、ケーススタディとして取り上げられている RIA 事例の中から、評価・分析内容に改善の余地があると評された事案のうち、その指摘内容を勘案して 7 事例を選定した。

省庁	事例名	規制概要
文化メディア スポーツ省	2003 年免許法—2005 年規制 (個人免許、建物免許、意見聴取・利害調整手続、移行期間、免許発行者登録、その他) Licensing Act 2003 - Regulations 2005	酒類販売・提供、娯楽場、劇場、映画館、深夜営業飲食店等を対象とした既存免許制度を統一化し、個人免許、建物免許の二本立てにするもの。
文化メディア スポーツ省	ギャンブル法案 Gambling Bill	複数のギャンブル関連法令を統合し、より包括的な規制体系に改善すること、新しい規制執行機関「ギャンブル委員会」を創設すること、ギャンブル関連免許の発行等に対して地方行政機関の発言権を強化すること
貿易産業省	労働審判規制の改定 Amendment of Employment Tribunal Regulations	雇用紛争解決制度について、効率的かつ一貫した手続きとなるよう所要の改善を行うもの。
内務省	労働許可制度、職種別スキーム制度を適用した場合の手数料の見直し Proposals to review the fee for consideration of Work Permit/Sector Based Scheme Applications in the UK	移民者の雇用受入システムの改正に伴い、移民向けの労働許可制度、職種別スキーム制度の手数料の改定を行うもの。
内務省	2001 年民間セキュリティ産業法に基づくドアスーパーバイザ・車輪止めを行う者に関する規制の導入 Regulations to Implement the Private Security Industry Act 2001 in Respect of Door Supervisors and Vehicle Immobilisers	セキュリティ産業における許認可の導入と、規制執行機関の設立。
運輸省	1999 年鉄道法案 Railways Bill 1999	鉄道産業に対する規制フレームワークの構造的な欠陥に対処すべく、10 個の個別規程についてそれぞれ RIA を実施。
運輸省	交通マネジメント法案 Traffic Management Bill	①幹線道路の交通マネジメント、②地方自治体による交通マネジメント、③高速道路・地方道路建設に関連する手段、④交通・駐車に関する規制権限強化、それぞれに関する措置。

< E U >

- 各総局が作成した RIA 案の事前審査を行う規制影響分析委員会（IAB）による意見書（IAB Opinion）が合計 2 回発出されている 6 事例を選定した。

総局名	事例名	規制概要
保健・消費者保護 SANCO	白書「健康とともに－EU における戦略的アプローチ 2008-2017」 White Paper: 'Together for Health: Strategic Approach for the EU 2008-2013'	2003 年に策定された健康戦略に基づく公衆衛生プログラムの評価を行うとともに、次期計画として拡大 EU における健康格差、健康に関する近年・緊急の脅威への対応、医療システムの維持、医療のグローバル化等、新たな事象への対応を行うもの。
運輸・エネルギー TREN	EU 域内の電力・ガス市場に係る法制パッケージの影響分析 Legislative package on the internal market for electricity and gas	既存の EU 指令だけでは不十分な、電力・ガス市場の競争環境の整備を目的とし、追加的な政策手段として生産、供給、ネットワークの分離や、投資促進のためのインセンティブの強化、消費者保護、第三国からの投資の管理を行うもの。
運輸・エネルギー TREN	欧州の港湾政策に係るコミュニケーションの影響評価 Communication on a European port policy	欧州の港湾に関して明らかになっている設備不足、加盟国ごとにばらばらの政策、労働環境の変化、環境問題等に対応するために、施策パッケージの導入を行うもの。
企業・産業 ENTR	玩具の安全性に係る欧州議会及び委員会指令 Proposal for a Directive on the safety of toys	既存の玩具安全性指令を改定し、化学薬品への対応等の安全基準、市場検査機関による検査の導入、規制対象となる機能や新製品等、玩具を取り巻く近年の課題への対応を行うもの。
環境 ENV	2020 年 EU 気候変動・再生可能エネルギー目標を達成するための施策 Package Implementation measures for the EU's objectives on climate change and renewable energy for 2020	EU レベルでの温暖化ガスの削減と再生可能エネルギーの導入に関する目標を達成するために、既存施策を強化する施策パッケージを導入するもの。
司法・自由・セキュリティ JLS	EU における国境管理施策の導入 Communication preparing the next steps in border management in the European Union	EU 国境を通過する旅行者の増加や、国境関連犯罪の深刻化を受け、新たな出入国マネジメントの仕組みを導入するもの。

(5) RIA 及び当該 RIA に対する指摘事項を事例集として整理

巻末の事例集において、それぞれの RIA について、①規制がもたらす影響（便益・費用要素）についての提示・列挙、②各便益・費用要素の算定方法、③代替案の比較状況、④コンサルテーションの実施状況、及び、⑤規制の概要・目的、の 5 点を整理した。

さらに、それぞれの RIA に対して、審査機関による指摘内容を整理した。また、補足可能な事例については、その後の取り扱い等について記述している。

(6) インタビュー調査の実施

上記（2）及び（3）を補完する趣旨で、米国におけるメタ評価機関として行政管理予算庁（OMB）及び会計検査院（GAO）に対して、それぞれ対面式インタビューを実施した。インタビュー対象者は以下の通りである。

組織名	対象者
米国 OMB	Mr. Alex Hunt Mr. Dominic Mancini
米国 GAO	Mr. Thomas McCool, Director, Applied Research & Methods Mr. Mathew Scire, Director, Strategic Issues, Mr. Timothy Guinane, Assistant Director, Applied Research & Methodologies Mr. Joseph Santiago, Senior Analyst, Strategic Services